

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月17日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第7号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(5)の2 職員が不妊治療を受ける場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において6日を限度とする。</u></p> <p>(6)～(21) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>同項第5号の2、第9号から第11号の2まで及び第14号の特別休暇に係る期間は、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める期間とすることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 1時間を単位とする<u>第1項第5号の2、第9号から第11号の2まで及び第20号の特別休暇を使用した場合において、その使用した当該特別休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。ただし、第2号に掲げる職員が同号に掲げる時間数以上の時間について同項第5号の2及び第9号から第11号の2までの特別休暇を使用した場合は、1日の特別休暇を使用したものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(21) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>同項第9号から第11号の2まで及び第14号の特別休暇に係る期間は、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める期間とすることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 1時間を単位とする<u>第1項第9号から第11号の2まで及び第20号の特別休暇を使用した場合において、その使用した当該特別休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。ただし、第2号に掲げる職員が同号に掲げる時間数以上の時間について同項第9号から第11号の2までの特別休暇を使用した場合は、1日の特別休暇を使用したものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。